

令和元年6月市議会定例会
副市長一般議案説明

本市議会定例会に提出いたしました議案第59号から議案第79号までの補正予算、条例の制定及び改正並びにその他の議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第59号 令和元年度長野市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ27億863万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,532億863万9千円とするものです。

以下、その内容について、歳出から御説明いたします。

まず民生費関係では、障害福祉サービスの報酬改定等に係るシステム改修経費744万6千円、本年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修経費1,996万7千円、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を受け、高齢者施設の非常用自家発電設備等の整備に対する補助金2,528万7千円、低所得者への介護保険料軽減措置の強化に伴う介護保険特別会計への繰出金の1億2,120万円を追加するものです。

衛生環境費では、4月に発生した資源再生センターの火災によるプラント設備とゴミクレーンの復旧及び不燃ごみの処理委託等に要する経費4億282万円を追加するものです。

農林業関係では、国の委託を受け、連携中枢都市圏域の市町村と連携し、かつ、産学官金民との連携強化を図りながら、くくり罝捕獲センサーの実証実験や、ジビエ料理のレシピ開発等に要する経費2,500万円を追加するものです。

商工観光関係では、消費税率改定に伴い実施する低所得者・子育て世帯主向けの

プレミアム商品券の発行・販売に要する経費 18 億 4,890 万 9 千円、平成 27 年 10 月に戸隠そば博物館の遊具で発生した事故の損害賠償請求に対し、裁判所の和解勧告に応じた和解金 150 万円を追加するものです。

土木関係では、法面吹付工事などの道路防災事業について、国の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業の 20 路線の補助内示確定に伴う事業費 5,675 万円、この補助内示に合わせ、修繕計画が遅れていた路線の事業に要する経費 6,000 万円の追加をするものでございます。

教育関係では、耐震性の低い朝陽小学校屋内運動場を改築するための、杭地業工事に要する経費 1 億 3,976 万円を追加するものです。

これらの歳出に要する財源といたしましては、国庫支出金 7 億 2,951 万円、県支出金 3,030 万円、リサイクル基金からの繰入金 2 億円、繰越金 2 億 6,342 万 9 千円、諸収入 14 億円、市債 8,540 万円をもって充当するものです。

第 2 表 債務負担行為補正につきましては、朝陽小学校屋内運動場の建設工事に係る令和 2 年度事業費 9 億 1,000 万円を追加して設定するものです。

第 3 表 地方債補正につきましては、朝陽小学校屋内運動場改築の財源として市債を発行するため、小学校施設整備事業費の借入限度額を追加設定し、国庫補助金の内示額確定に伴い道路橋りょう整備事業費の限度額を減額変更するものです。

次に、議案第 60 号 令和元年度長野市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定におきまして、国民健康保険料旧被扶養者の減免期間見直しに係るシステム改修に要する経費 748 万円を追加し、その財源につきましては、県支出金を充当するものです。

次に、議案第 61 号 令和元年度長野市介護保険特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定におきまして低所得者の介護保険料軽減措置の強化に伴い、財源において、保険料を 1 億 2,120 万円減額し、同額を一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金を増額するものです。

続きまして、条例の制定及び改正につきまして、御説明いたします。

議案第 62 号 長野市市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正等に伴い改正するもので、

個人市民税関係では、市民税の非課税措置の対象範囲に、前年の合計所得金額が 135 万円以下である単身児童扶養者を加えること。

法人市民税関係では、資本金の額が 1,000 万円以下である法人等に係る市民税の均等割の税率を引き下げる特例の適用期間を、1 年間延長するものです。

また、軽自動車税関係では、消費税率の改定時期に併せて軽自動車税が環境性能割と種別割の 2 種類に分かれることに伴い、一定の期間について税率の特例を定めるものです。

議案第 63 号 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例は、児童福祉法の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する権限が、都道府県から中核市に移譲されたため、同法に基づき指定通所支援に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営に関する基準について定めることに伴い、制定するものです。

議案第 64 号 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、国で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するものです。

議案第 65 号 長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条

例の一部を改正する条例は、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するものです。

議案第 66 号 長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、長野市篠ノ井老人福祉センターを長野市篠ノ井総合市民センター内に移転することに伴い、改正するものです。

議案第 67 号 長野市介護保険条例の一部を改正する条例は、政令の改正により国が行う低所得者に係る介護保険料の負担軽減の強化に併せ、市の保険料の軽減措置の内容を見直すことに伴い、改正するものです。

議案第 68 号 長野市屋外広告物条例の一部を改正する条例は、工業標準化法の一部改正に伴い、改正するものです。

議案第 69 号 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、長野市篠ノ井交流センターを長野市篠ノ井総合市民センター内に移転し、長野市篠ノ井交流センターのホールの供用を開始すること等に伴い、改正するものです。

議案第 70 号 長野市芸術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、バンド練習室を利用する者の利便性の向上を図るため、バンド練習室の利用に係る利用時間の区分及び利用料金を見直すこと等に伴い、改正するものです。

議案第 71 号 長野市火災予防条例の一部を改正する条例は、共同住宅以外の住宅について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる基準を見直すこと等に伴い、改正するものです。

次に、その他の議案につきまして、御説明いたします。

議案第 72 号 須高行政事務組合規約の変更については、組合を構成する市町村のうち、本市を除く須坂市、小布施町及び高山村が共同処理する「休日夜間診療所の設置及び経営に関する事務」を「休日緊急診療事業に関する事務」に改めることに伴い、同組合長から所要の規約変更を行いたい旨の協議があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 73 号 訴訟の提起につきましては、市営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、滞納家賃支払いの催告にもかかわらず、これを支払わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるものです。

議案第 74 号は、篠ノ井消防署塩崎分署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車 1 台を購入するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 75 号 市道路線の認定及び変更につきましては、新たに 5 路線を認定し、3 路線を変更するものです。

議案第 76 号から第 78 号の 3 件は、いずれも工事請負契約に係るもので、
議案第 76 号は長野市防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事施行のため、
議案第 77 号は国補ストックヤード建設・旧清掃センター焼却施設解体工事施行のため、

議案第 78 号は長野市国民宿舎松代荘改修事業 増築・改修工事施行のため、
それぞれ相手方と工事請負契約を締結するものです。

議案第 79 号 訴訟上の和解応諾につきましては、長野市戸隠そば博物館に設置された滑り台を使用した際に発生した事故の責任は、設置管理者である長野市にあるとして提起された損害賠償請求の訴えについて、口頭弁論及び弁論準備手続において裁判所から和解の勧告があり、提示された和解金額について原告、被告双方が

合意したことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、補正予算、条例の制定及び改正並びにその他の議案について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。